多くの感動と幸せに貢献

第202号 2015年1月15(木)

マル得ニュース KOBAYASHI

〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉4丁目30番8号 小林会計事務所

医療費控除の留意点 について

所得税の確定申告時期が近づいてきました。昨年1年間に支払った医療費について医療費控除 を受けるには、年末調整を受けた人も確定申告をする必要があります。

医療費控除は、本人または家族(生計をともにする配偶者やその他の親族)のために支払った 1 年間の医療費が一定額を超えた場合に、確定申告をすることで税金の還付または軽減を受けることができる制度です。支払った医療費をそのまま税金から差し引くのではなく、その年の所得から下記の算式により計算した医療費控除額及びその他の所得控除額を差し引いた残額に税金がかかることになります。

<医療費控除額の計算式>

 実際に支払った
医療費
 —
 保険金等による
補てん金額(注 1)
 —
 10 万円
(注 2)
 =
 医療費控除額
(最高 200 万円)

- (注1) 生命保険等の入院給付金、健康保険の高額療養費や出産育児一時金など。
- (注2) その年の総所得金額等が200万円未満の人は総所得金額等の5%となります。

医療費控除の対象となる医療費とは?

医療費控除の対象となる医療費は、支払った医療費のうち治療などのために通常必要と認められるものです。下記のようなものが該当します。

<医療費控除の対象となる医療費の例>

- ① 医師、歯科医師に支払った医療費
- ② 治療、療養に必要な医薬品の購入費
- ③ 病気やケガなどで病院等に運ばれた際の費用
- ④ 通院等のために通常必要な交通費
- ⑤ 保健師や看護師、付添婦などに支払った療養上の世話を受けるための費用
- ⑥ 助産師による分べんの介助料
- ⑦ 介護保険制度の下で提供された一定のサービスの自己負担額
- ⑧ 治療のために按摩マッサージ指圧師、はり師などに支払った施術費
- ⑨ 入院の際の部屋代や食事代、治療等に直接必要な医療用器具等の購入費
- ⑩ 6か月以上寝たきりの場合などのおむつ代(原則医師の証明書が必要)

医療費控除の対象にならないもの

- ① インフルエンザ予防接種の費用 (病気の治療ではなく、予防であるため)
- ② 自家用車による通院のためのガソリン代や駐車料金等

(通院のための交通費(電車・バス等)は医療費控除の対象となる)

- ③ 健康サプリメントや栄養ドリンクの購入費(病気の治療ではなく、予防や健康増進のため)
- ④ 美容目的のための歯列矯正費用

(子供の成長を阻害しないために行う不正咬合の歯列矯正は対象となる)

など